

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	大津市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/myn/1424825068588.html">http://www.city.otsu.lg.jp/kurashi/myn/1424825068588.html</a>

執行機関名 大津市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めたもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に準じて実施する特別支援学級への就学等のため必要な経費の支弁に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第15の項 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に準じて実施する特別支援学級への就学等のため必要な経費の支弁に関する事務であって教育委員会規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年六月一日法律第百四十四号)第一条	大津市特別支援教育就学奨励費給付要綱 第1条及び第2条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う<u>必要な援助を規定し、もって特別支援学校における教育の普及奨励を図ることを目的とする。</u></p>	<p>第1条 この要綱は、市立小学校又は中学校の特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)に在籍する児童又は生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、<u>就学援助を行い、もって特別支援教育の振興を図ることを目的とする。</u>  (給付対象者)  第2条 この要綱に基づく奨励費(以下「奨励費」という。)の給付を受けることができる者は、<u>特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者(以下「保護者」という。)</u>とする。ただし、次の各号のいずれかの扶助又は援助を受けている者に対しては、当該扶助又は援助と同内容のものは給付しない。  (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の教育扶助  (2)大津市就学援助費給付要綱(昭和54年4月1日施行)に基づく就学援助</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>大津市特別支援教育就学奨励費給付要綱</p>